

(別紙3)

よくある質問及び回答 (2021年5月31日時点版)

問1. 申請希望者は事前確認を第三者に委任することができるのか。

答: 中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任することができます。一方で、個人事業者等の場合には、本人が事前確認を受ける必要があります。なお、本人が未成年であるなど、合理的な理由がある場合には、第三者による同伴を認めます。

問2. 別紙2の「3」に関連して、書類の有無の確認について、書類に記載されている内容は確認しなくて良いのか。

答: 書類の内容を子細に確認する必要はありませんが、確定申告書又は帳簿書類等として体裁が整っているかについては確認してください。例えば、確定申告書であれば、收受日付印の押された所定のフォーマットであるかを確認してください。帳簿書類であれば、日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されているものがあるか、また、それに関連した領収書や請求書等が複数あるかを確認してください。なお、確定申告書の控えについては、その写しであったとしても問題ありません。

問3. 別紙2の「5」に関連して、どのような場合に不審な点があると言えるのか。

答: 例えば、自らが持参した書類が何であるかを理解していない場合、質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、売買の取引数が著しく少ない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問4. 別紙2の「5」に関連して、事業に関する書類が存在しない合理的な理由とは何か。

答: 例えば、個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等が挙げられます。

問5. 本紙2.(3)及び別紙2の「5」に関連して、申請希望者から回答のあった事業概要について、どのような場合に不審な点があると判断すれば良いのか。

答: 質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、回答に著しく時間を要している場合、回答に整合性がない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問6. 別紙2の「6」に関連して、申請希望者が質問内容に対して「分からない」と回答した場合はどのように対応すれば良いのか。

答: 質問の趣旨を丁寧にお伝えください。それでも「分からない」との回答があった場合には、事前確認を終了して、事務局の相談窓口にお問い合わせいただくか、事務局のホームページをご覧ください。

問7. 別紙2の「6」に関連して、事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であってもチェックを付けて良いのか。

答：事業を実施していれば、給付要件を満たす限りは、サラリーマン、アルバイト、学生であっても給付対象になります。そのため、事業を実施していれば、チェックを付けていただいても構いません。

問 8. 別紙 2 の「6」に関連して、自らが、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けているのか、どのような証拠書類を保存すれば良いかを問われた場合はどのように回答すれば良いのか。

答：今後、事務局のホームページに掲載予定の資料に記載された内容を参考に具体例をお伝えください。具体例に当てはまらない場合については、事務局の相談窓口にご相談するようお願いください。なお、登録確認機関には、申請希望者の「帳簿等の予め定められた書類の有無」や「宣誓内容等を正しく理解しているか」について、事前確認をしていただくこととしており、その宣誓内容が正しいかどうかまで、確認する必要はありません。また、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、仮に申請者の宣誓内容が事実と異なっていたとしても、責任を求めることはありません。

問 9. 別紙 2 の「8」に関連して、どの程度不審な点があった場合に事務局に報告すれば良いのか。

答：例えば、申請希望者が、「自身は給付要件を満たさない」といった趣旨の発言を行った上で、その発言を撤回して、その後に質問事項には適切に回答した場合等が挙げられます。

問 10. 事前確認事項を満たさないにもかかわらず、事前確認通知番号の発行を依頼された場合はどのように対応すれば良いのか。

答：事前確認事項を満たさない申請ができない旨をご説明いただいた上で、事前確認を終了してください。

問 11. 事前確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったことが判明した場合、登録確認機関に責任を問われることはあるのか。

答：登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。(そうしたことが行われているおそれがある場合には、事務局から問合せを行う場合があります)。

問 12. 業務が繁忙な場合や自らの会員等ではない申請希望者から事前確認の依頼があった場合、断ってもいいか。

答：自らの会員、顧問先又は事業性融資先等から求めがあった場合には、積極的にご対応いただけますようお願い申し上げます。また、自らの会員、顧問先又は事業性融資先等以外からの申請希望者から事前確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが事前確認を実施できない旨を説明した上で、事前確認を行わないことを判断しても差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関を検索するか、事務局の相談窓口まで問い合わせるようお願いください。

問13. 国からの事務手数料に加えて、申請希望者に対価（報酬）を求めてもいいのか。

答：事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退する場合には、この限りではありません。また、事務手数料の支払を受ける場合であっても、申請希望者から申請のサポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）の対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

問14. 融資先の子会社や関連会社は、「自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等」として、確認プロセスを省略してよいか。

答：登録確認機関が融資先の連結子会社として決算書を直接確認しているなどといった場合であれば、確認プロセスを省略し、電話で、別紙2の「1. 及び6. ～8.」のみについて確認することをもって代えても構いません。

問15. 視覚や手指等に障害がある方から事前確認の依頼があった場合は、どのように対応すればよいか。

答：第三者の同伴のもとで対面で事前確認を行うなど、柔軟に対応してください。

問16. 別紙2の「3」に関連して、確定申告書の控えに税務署ではなく、青色申告会による收受日付印がある場合、これを税務署の收受日付印とみなしてよいか（所属青色申告会以外の登録確認機関が事前確認を行う場合）。

答：申請者が、所属する青色申告会による「確認書※」をお持ちの場合は、青色申告会による收受日付印を税務署の收受日付印とみなすことができます。（※当該青色申告会では收受日付印を押した会員の確定申告書の全てを税務署に提出していること等を証明する書類。）